

船橋市 ものづくりグランプリ

募集要項

令和2年4月

【申請期間】

令和2年4月1日（水）から~~令和2年5月29日（金）~~

令和2年6月30日（火）に変更

【申請書類の提出・お問合せ先】

〒273-8501

船橋市湊町2-10-25 船橋市役所商工振興課 工業係

TEL 047-436-2474 Fax 047-436-2466

e-mail : shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

制度の概要

- ◎市内の中小企業者が生産する優れた新製品の普及を目指し、市が定める基準を満たす新製品を市が認定することにより、販路開拓を支援します。
- ◎認定事業者及び新製品は、市が作成する「船橋市ものづくりグランプリ認定製品カタログ」及び船橋市ホームページ、広報等への掲載により、広く PR します。
- ◎認定された新製品（以下、「認定製品」という。）は、認定期間中、競争入札によらない随意契約により市が試験的に購入することが可能となります。（地方自治法施行令第167条の2第1項第4号）

※認定製品の購入を約束するものではありません

※随意契約できるのは認定事業者のみであり、代理店等とは随意契約できません。

認定の対象

【認定対象者】

次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ◎中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者とする。【※別表1参照】
- ◎市内に事業所を有する者で、市税の滞納がないこと。

※製品を製造する事業者が対象であり、製品の製造元でない事業者（販売代理店）からの申請は対象外となります。（工場を持たず、製造工程を他社へ委託している企業等であっても、自らが企画・製造元である場合、本制度の対象となります。）

【別表1】中小企業者

業種	資本金又は従業員
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円または300人以下
卸売業	1億円または100人以下
サービス業	5,000万円または100人以下
小売業	5,000万円または50人以下
ゴム製品製造業	3億円または900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円または300人以下
旅館業	5,000万円または200人以下

【認定対象商品】

次に掲げる要件を全て満たす製品とします。

- ◎船橋市内で製造し、又は開発した製品であること。
 - ◎申請日において、販売を開始した日から概ね5年以内であるもの。
 - ◎既存の製品とは異なり、優れた使用価値を有しているもの。
 - ◎市場性が見込まれる製品であること。
 - ◎生産、販売の方法や資金調達の方法等が確実に実行可能であるもの。
 - ◎地方自治法施行規則第12条の3第1項各号に掲げる要件を満たしているもの。
- ※申請商品数に上限はありません。
- ※リニューアル商品であっても、既存の製品とは異なる優れた使用価値を有している等の認定対象商品の要件に合致しているものであれば、対象となります。
- ※食品衛生法 第4条第1項に規定する「食品」並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する「医薬品」、同条第2項に規定する「医薬部外品」及び同条第3項に規定する「化粧品」は除きます。

認定期間

認定通知の日から令和6年3月31日まで

※認定通知は令和2年8月中旬を予定

申請から認定までの流れ

- ① 申請書類の提出（締切：~~5月29日（金）~~、6月30日（火）に変更）
- ② 書類審査（7月を予定）
審査通過者には第二次審査の日程を通知します。
- ③ 二次審査（7月下旬～8月上旬を予定）
※新製品のプレゼンテーションをお願いします。
- ④ 認定製品の決定（8月中旬）
第二次審査の評価委員の意見を参考に認定製品を決定します。
認定証交付式を8月下旬に実施予定です。
- ⑤ 認定事業者の公表（8月下旬を予定）
市のホームページで認定事業者及び認定製品の名称、価格、内容を公表します。
また、「船橋市ものづくりグランプリ認定製品カタログ」を作成します。

申請手続き

【提出書類】

No.	提出書類	部数
1	船橋市ものづくりグランプリ製品の製造事業者認定申請書 (第1号様式)	1部
2	新たな事業分野の開拓の実施に関する計画(以下「実施計画」という。) ※こちらの記載内容をもとに書類審査を行います。記載内容の裏付けとなるデータなどがありましたら、添付してください。 ※実施計画には①新製品の内容②新製品の生産の目標③新製品の生産の実施時期④新製品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載してください。	1部
3	登記事項証明書※発行後3ヵ月以内のもの。 (個人にあつては住民票記載事項証明書) 本店として市内に登録していない場合は、登記事項証明書及び法人設立等申告書の写し	1部
4	直近の決算書	1部
5	会社概要(法人の場合)又は事業概要(個人の場合)	1部
6	新製品の詳細がわかるカタログ等	8部
7	新製品の生産による新事業分野開拓者認定申請書類チェックシート	1部
8	市税納付確認書	1部

※申請書など、申請に必要な様式は船橋市ホームページからダウンロードできます。

※提出していただいた書類はお返しいたしませんので予めご了承ください。

【申請期間】

令和2年4月1日(水) から ~~令和2年5月29日(金)まで~~
令和2年6月30日(火)まで に変更

【提出方法・提出先】

持参又は郵送でご提出ください。

〒273-8501

船橋市湊町2-10-25 船橋市役所商工振興課 工業係

Tel 047-436-2474 FAX 047-436-2466

e-mail : shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

認定後の流れ

- ◎本制度による認定の実績を、日常の営業活動に活用してください。（本制度は新製品の市場への普及が目的であり、市が新製品を購入することを目的としたものではありません。）
また、営業活動の際に活用いただく PR ツールとして、認定製品のカタログ等を市が作成し、配布します。
- ◎認定製品について、認定後の売れ行き等について調査するため、アンケート調査に協力していただきます。
- ◎市が認定製品の PR のための展示等を行う際は、認定製品やパンフレット等の展示に協力していただきます。
- ◎市の内部機関での認定製品の使用（以下、「トライアル発注」という。）につきましては、商工振興課より、市の内部機関に新製品の使用希望調査を実施します。使用を希望する内部機関があった場合に、競争入札によらない随意契約により市が試験的に購入することが可能となります。
- ◎トライアル発注を実施した場合には、新製品を実際に使用した内部機関が評価しますので、今後の製品開発・販売にお役立てください。

注意事項

- ◎実施計画の変更
認定製品について実施計画の内容を変更するときは、事前に「実施計画変更申請書（第3号様式）」に関係書類を添付し提出してください。
- ◎実施計画に係る事業の中止
認定製品の実施計画を中止したときは、速やかに「事業中止届（第5号様式）」を提出してください。
- ◎調査等
市長が必要と認めるときは、認定事業者に対し、実施計画の実施状況等に関する報告を求めるほか、関係の帳簿書類その他を調査することがあります。
- ◎以下の場合には認定事業者の認定を取り消すことがあります。
 - （1）偽りその他不正の手段により認定事業者の承認を受けたとき。
 - （2）実施計画に従って計画を実施していないとき。
 - （3）認定の該当要件に該当しなくなったとき。
 - （4）知的財産権に関し、重大な障害があることが判明したとき。

(5) 認定事業者又はその販売代理店等が、当該認定に係る新製品の販売促進以外の目的で使用したとき。

(6) その他、市長の指示に従わなかったとき。

◎申請書に含まれる著作物等の著作権は市に帰属しませんが、公表その他本制度に必要な用途に用いる場合には、市はこれを無償で使用できることとします。

◎特許権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全性などに関する責任は、本制度において認定事業者が負うものとします。

◎市及び評価委員会は、本制度において認定事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由に如何を問わずこれを負わないこととします。

◎本制度による認定は、認定製品の品質等を市が保証するものではありません。

◎本制度による認定は、認定製品を市が購入することを約束するものではありません。

<関係法令>

地方自治法

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第234条 売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結できるものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

<以下省略>

地方自治法施行令

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十七号）

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は次に掲げる場合とする。

<略>

4 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。

<以下省略>

地方自治法施行規則

地方自治法施行規則（昭和 22 年第 29 号）

（定義）

第 12 条の 3 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

- (1) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであつても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- (2) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 第三項第四号に掲げる事項が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

3 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。

- (1) 新商品の生産等の目標
- (2) 新商品等の内容
- (3) 新商品の生産等の実施時期
- (4) 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

（定義）

第 4 条 この法律で食品とは、全ての飲食物をいう。ただし、薬品、医療機器等の品質、有効性及び確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品は、これを含まない。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項

（定義）

第 2 条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

- 1 日本薬局方に収められている物
- 2 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等（機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）及びこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。）でないもの（医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）
- 3 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 2 項に規定する医薬部外品及び第 2 条第 3 項

（定義）

2 この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であつて人体に対する作用が緩和なものをいう。

(1) 次のイからハまでに掲げる目的のために使用される物（これらの使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの

イ 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止

ロ あせも、ただれ等の防止

ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛

(2) 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物（この使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの

(3) 前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物（前二号に掲げる物を除く。）のうち、厚生労働大臣が指定するもの

3 この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、第一項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることも併せて目的とされている物及び医薬部外品を除く。